

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長浜市長 浅見 宣義

市町村名 (市町村コード)	長浜市 (25203)
地域名 (地域内農業集落名)	余呉町摺墨 (余呉町摺墨)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年4月24日 (第6回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、山間部にあり、高齢化率が高く、過疎化が進んでいる中、数名の個人農家により地域農業を守っている状況である。野生獣による農作物被害も大きく、集落内の農家のみでは、継続的な耕作が困難な状況になっている。今後も持続的な農地利用をしていくには、安定した農業水利の確保、草刈、用水管理の軽減、集落外からの新規参入者の受入れなどを検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後も可能な範囲で個人農家により耕作を続けるが、集落で地域農業を守るには限界があるため、今後は、市や県、農協などと連携して、集落外耕作者の受け入れなど耕作者の確保に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	6.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落外からの新規参入者が確保できれば、その耕作者へ集積・集約化していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域外からの新規参入者が確保できれば、農地中間管理機構を活用し、その耕作者へ集積していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
今のところ取組予定はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県、JAをはじめとした関係機関・団体と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今のところ予定はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

国、滋賀県、長浜市の中山間地域直接支払い事業等の支援を活用し、現状農地の維持、生産を今後も図っていく。
集落での稲作の共同利用施設(乾燥、うす摺等)による労務の共同化は維持していく。